

## 令和 8 年度 第 1 回美濃地区教科用図書採択協議会議事録

○日 時：令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午前 1 0：3 0～午前 1 0：5 0

○場 所：関市役所 6 階大会議室

○出席者：岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員

### 【司会】

- ・本協議会事務局として司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
- ・只今より、第一回教科用図書美濃地区採択協議会を開催いたします。
- ・はじめに、当協議会の会長と副会長について確認します。教科書採択の事務を円滑に進めるために、事前に、令和 8 年度の美濃地区教科用図書採択協議会の会長を、本年度事務局の教育長 A 様。副会長を、前年度事務局の教育長 B 様をお願いし、承認していただいておりますことをご確認させていただきます。
- ・それではまず始めに、会長から本協議会設置・運営方針に関する承認の報告をしていただきます。

### 【会長】

- ・美濃地区教育長会での決定に基づき、4 月に各市教育局委員会に「令和 8 年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の議決を依頼しましたところ、美濃地区 3 市教育局委員会にて承認の議決がなされ、全ての市より承認書が届いていることを御報告します。

### 【司会】

- ・それでは、資料 2 ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」第 5 条により選出されました委員の皆様へ委嘱状をお渡しします。
- ・本来ならばお一人お一人に、森会長よりお渡しいただくべきですが、時間の都合上、机の上に置かせていただきました。
- ・また、本日の会は、規約第 9 条から委員の半数以上の方へ出席いただいておりますので、会として成立していることを確認させていただきます。
- ・本協議会委員の皆様方の御紹介につきましては、資料 1 ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員名簿」をもって紹介とさせていただきます。
- ・続きまして、会長よりご挨拶いただきます。

### 【会長】

- ・令和 8 年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会の会長を務めさせていただきます。皆様の御協力により、本協議会の議事が円滑に進行できるようにしていきます。
- ・本協議会は、学校教育における「主たる教材」としての「教科書」を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて決定していく、重要な役割を担っております。御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。
- ・それでは、お手元の資料に従いまして、議事を進行させていただきます。議事の提案を、本協議会事務局よりお願いいたします。

### 【事務局】

- ・続きまして、議事に移ります。慣例により、会長に議長をお願いします。

### 【会長】

- ・初めに、経過等報告として「本協議会の設置の根拠及び目的」及び「採択基準」について説明をお願いします。

#### 「(1) 本協議会の設置の根拠及び目的」

- ・本協議会は、6ページの「令和9年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」にある「3 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項」、2ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」、及び4ページの「令和9年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」に基づき設置されています。
  - ・2ページを御覧ください。この「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」の第1条には、本協議会の名称について、第2条には、本協議会の属する採択地区について示されています。第5条には、本協議会委員21名の構成について示されています。
  - ・続いて、資料の4ページを御覧ください。「令和9年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」は、3市の教育委員会において承認いただいております。
  - ・「1 設置」の(4)には、本協議会の事務局は、会長が所属する教育委員会に置かれることが示されています。よって、関市教育委員会に置かれることになりますので、確認させていただきます。
  - ・また、目的については、2ページの規約第3条にありますように、「採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うこと」にあります。これは、美濃地区は3市ありますが、採択地区が2つ以上の市町村で構成されている場合は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないという義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項に基づいています。
- 以上が、「本協議会の設置の根拠及び目的」についてです。

#### 「(2) 採択基準について」

- ・次に、採択基準について説明いたします。資料の6ページを御覧ください。これは、岐阜県の「令和9年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」です。
  - ・「1 基本方針」の(2)を御覧ください。ここには、審議や調査等について、採択の公正確保に努めることが示されています。
  - ・文部科学省は、公正な採択が確保されるよう、発行者や採択関係者に指導を行っています。さらに、教科書協会でも、過大な宣伝行為を抑制するために、「教科書発行者行動規範」を定めるなど、教科書業者における取り組みも行われております。
  - ・教科書は、極めて公共性が高く、国民の税金により無償に措置されることから、教科書採択は、重要な行為であり、いかなる疑惑の目が向けられることがないように、静ひつな環境で進められるよう措置がとられていることを御理解いただきたいと思います。
  - ・次に、「2 採択に当たっての留意事項」の(1)を御覧ください。
- 小・中学校用教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に4年間同一の教科書を採択しなければならないとされています。
- 以上が採択基準についてです。

#### 【会長】

- ・ただいま、事務局より本会の設置の根拠及び目的、並びに採択基準について説明していただきましたが、質問等はございませんか。なければ、次に「審議事項」に入

ります。

- ・ 初めに「採択日程」について、事務局より提案をお願いします。

#### 【事務局】

「(1) 採択日程について」

- ・ 教科書採択に関する日程について、簡単に説明をします。  
6月14日からの14日間、美濃教育事務所にある美濃教科書センター、関市役所内にある関分館、美濃市図書館にある美濃分館、郡上市図書館はちまん分館にある郡上分館で教科書展示会を行いました。資料11、12ページが、今年度の美濃地区の使用教科用図書の一覧です。
- ・ 本日7月10日、第1回美濃地区採択協議会において、採択協議を行います。本日後半に行う協議会において、意見が整わなかった場合には、4ページの「令和9年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の運営方針(4)にありますように、会長の判断で多数決により採決することになっています。その後、(5)にありますように、8月4日までに、各市教育局委員会において、美濃地区教科用図書採択案をもとに、令和9年度使用教科用図書の議決をお願いすることになります。ただし、(5)の協議結果が第1回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合は、(6)にありますように、会長が第2回美濃地区採択協議会を招集し、これをもって各市の採択結果と一致させます。その後、各市教育局委員会は、第2回美濃地区採択協議会の翌日から8月18日までに採択を議決し、本協議会会長に報告します。関係市教育局委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとします。なお、(7)にありますように、本協議会は、次年度の第1回協議会をもって解散となります。

#### 【会長】

- ・ 「採択日程」について質問等はありませんか。よろしければ拍手をもって御承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。
- ・ 次に、「予算書及び分担金」について提案をお願いいたします。

#### 【事務局】

「(2) 予算書及び分担金について」

- ・ 8ページを御覧ください。本年度の協議会の予算書をこのように作成しました。総予算額の49,020円を、規約第13条に基づき、学校数や児童生徒数で算出した分担金として、3市それぞれに納付していただきます。本年度の分担金は、関市が20,929円、美濃市が11,218円、郡上市が16,873円となっています。

#### 【会長】

- ・ 予算書及び分担金について御意見等はありませんか。よろしければ拍手をもって御承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。
- ・ 以上で「審議事項」を終わります。
- ・ ここからは、議長を事務局にお返しします。

#### 【事務局】

- ・ では、これより後半の採択協議に移ります。
- ・ 令和9年度 小学校及び中学校教科書の採択については、無償措置法施行令第15

条第１項の規定により、基本的に令和８年度と同一の教科書を採択しなければならないとされています。令和８年度教科用図書は、資料１１～１２ページにあるとおりです。どの教科書においても、各校で有効に使用されていることを学校訪問等で確認させていただいております。

- ・ 令和９年度も、同一の教科書を採択ということでよろしければ、拍手をもってご承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。
- ・ これをもちまして、すべての議事を終了いたします。続いて、事務局より諸連絡をいたします。

#### 【事務局】

- ・ ３点、連絡をいたします。１つ目は、お手元の資料についてです。本日お渡しいたしました委嘱状のみお持ち帰りいただき、委嘱状以外の資料は、その場に置いてお帰りいただくようお願いいたします。２つ目は、旅費についてです。資料の１０ページの一覧表に基づいて支給させていただきましたので、御理解の程よろしくお願いいたします。３つ目です。９月１日以降、美濃地区教科用図書採択関係の情報については、情報公開対象となります。各市の情報公開条例に基づいて、適切に公開がなされるようお願いいたします。以上です。

#### 【事務局】

- ・ 最後になりましたが、公正確保を図るために、８月３１日までは、ぜひとも本協議会の日時、場所、委員の氏名、内容等について、一切公表や他言することのないよう、特段の御配慮をお願いいたします。これをもちまして、令和８年度第１回岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会を終わります。本日は、どうもありがとうございました。気を付けてお帰りください。